

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■保険料均等割の軽減割合が見直しされました

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■保険料均等割2割・5割軽減の判定基準が見直しされました

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（ 28万5千円 ×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（ 52万円 ×世帯の被保険者数）	2割軽減

■令和2年度の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人あたりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

お問い合わせ先

◆北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

◆役場住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線47）



日本国民年金機構からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は
月額 16,540 円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人・その配偶者及び世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、砂川年金事務所または住民課総合窓口グループへご相談ください。

※国民年金の各種手続きには個人番号の記載が必要です。

手続きの際は、マイナンバーカードまたは通知カードをご持参ください。

◆お問い合わせ先

●砂川年金事務所お客様相談室

TEL 0125-28-9000（自動音声）

●役場住民課総合窓口グループ

TEL 33-2111（内線43）



農業用施設や農家住宅を建設する前にご確認ください

格納庫等の農業用施設や農家住宅を建設予定の方は、建設予定地の登記地目をご確認ください。

建設予定地の登記地目が農地の場合、農地転用の許可や農業振興地域制度の手続き等が必要です。農地転用の許可及び農業振興地域制度の手続きは、それぞれ3ヶ月程度の期間を要します。

※農地転用、農業振興地域制度には、上記のほかに要件があります。

詳しくは、下記までご相談ください。



お問い合わせ 役場産業課産業グループ・農業委員会事務局 電話 33-2111（内線63・65）

